

## 第1章

# 台湾における公営事業民営化に関する研究

北波 道子

要約：

戦後台湾経済に大きな比率を占めた公営事業は、1980年代後半、経済の「国際化・自由化・制度化」の中で民営化されることとなった。公営事業民営化は、経済発展と民主化という「二つの価値」を実現した NIES、台湾にとってどのような意味を持つのか。本稿では、民営化以前の台湾の公営事業を概観し、民営化政策策定の誘因、実施過程で出現した問題、それにともなう社会システムの転換という視点で分析するものである。

キーワード：台湾 公営事業 民営化

### I はじめに

台湾公営事業は1989年に民営化政策が始動してから2007年1月18日までに、すでに36社が民営化(私有化: privatization)され、株式および資産の売却による政府の収入は6000億元を超過した<sup>1</sup>。また、すでに17社が営業を停止し、現在さらに、13社が新たな民営化対象として挙げられているが、さまざまな要因によってそれらのスケジュールは繰り返し延期され、かつ、政府も民営化開始当時のようにそれらの推進を喫緊の課題とみなしていないようである。すなわち、現在、台湾の公営事業民営化政策は、すでに売れるも

<sup>1</sup> 行政院経済建設委員会[2007]。

のは売り、営業を停止すべきは停止し、残るべきものが残った状態と考えられる。

本稿の目的は、この公営事業民営化政策の開始と推進過程から、1980年代末以降、すなわち経済発展と民主化の完成期の台湾経済社会構造の転換を考察することである。

台湾の公営事業は、国内経済の大きな比重を占め、銀行や金融、電力・石油といったエネルギーから製造業、鉄道・運輸、建設業など多岐に渡り、特定の業種や製品において国内市場を独占してきた。台湾の公営事業には、「股份有限公司」（株式会社）、「銀行」など企業組織の形態を取るものも多いが、「〇〇廠」という名称で資本形態が不明なものも多く、「局」「処」など政府機関の一部を表す名称のも散見され、何を公営事業に数えるかは、統計資料や論者によってさまざまである<sup>2</sup>。公営事業民営化の実態を知るためには、まず、台湾の公営事業とはなにかを理解することが不可欠である。したがって、本稿ではまず、民営化政策が始動した1989年時点での公営事業を整理概観し、それらが歴史的に台湾社会経済で担ってきた役割を分析する。次に、民営化政策策定の背景要因を分析し、それが台湾のどのような実情を反映していたのかを考察する。そして最後に、民営化推進中に出現したさまざまな問題を整理分析し、法改正など制度転換の分析を通じて、民主化と経済発展を経た台湾の社会変化の一端を明らかにしたい。

## II 公営事業民営化以前

### 1. 民営化開始時(1989年)の主管機関別公営事業概観

台湾の公営事業は、その設立の経緯から3種類に分けることができる。ま

---

<sup>2</sup> 例えば、葉[1990]の65ページでは、1989年の公営事業数は98事業となっており、呉[1992]4-6ページ表1-3では合計103事業となる。しかし、中央銀行経済研究処[1996-2005]では金融機関を含まず、逆に前二者が含まない台湾大学付属医院などを含み、事業数の最高は1987年の93となっている。

ず、日本統治時代の日本人資産（以下、日産）を接収して再編した事業である。以下、これらを A とする。次に、中国大陸で設立され、台湾に移転してきた事業であり、これらを B とする。最後に、国民党政府が台湾に移転して後に設立した事業で、これらは C と分類することにする。

以下に、主管機関ごとの所属事業機関名を列挙して簡単な説明を付す。初出に「股份有限公司」と付されているものが株式企業の形態をとるものである。なお、「股份有限公司」は2回目以後は省略する。公営事業の範囲は、葉萬安「公営事業民営化」を基準とし<sup>3</sup>、金融機関や製造業など、一般に営利事業と考えられる分野を中心に考察する。

なお、1997年の憲法改正により省政府の機能は行政院に引き継がれ、所属の事業はそれぞれ中央政府の対応する部署に引き継がれたが、ここでは89年までの状況を理解するために、両者を分けて取り扱う。なお、アンダーラインは2007年1月までに民営化を完成させた事業、網掛けは営業を停止した事業、囲みは事業機関から管理などを主とする公務機関に変化したものを表す<sup>4</sup>。

#### （1）国営事業（中央政府所属）

①経済部：経済部所属の国営事業は、台湾糖業股份有限公司・台湾肥料股份有限公司・台湾機械股份有限公司・台湾電力股份有限公司・中国造船股份有限公司・中国石油股份有限公司・中国鋼鉄股份有限公司・中国石油化学工業開発股份有限公司（中石化）・台湾製塩廠・中華工程股份有限公司の10機関であった。設立過程は、糖業・肥料・機械・電力・製塩が A であり、中華工程・中国造船・中国鋼鉄・中石化が B に分類される。中国石油は日産を台湾の石油事業籌備処に再編したものと、国民政府が中国で設立した総会社と合わせたもので、A と B の混合とも考えられる。

②財政部：財政部主管の公営事業は、中国輸出入銀行・交通銀行・中国農民

---

<sup>3</sup> 葉、前掲論文。

<sup>4</sup> 注1と同じ。

銀行・中央信託局・中央再保険股份有限公司・中国産物保險股份有限公司・中央存款保險股份有限公司の7機関であった。交通銀行・農民銀行・中央信託局・中国産物保險はBで、2銀行はそれぞれ、1960年・61年に復業した。輸出入銀行・中央再保険・中央存款保險はCで、それぞれ、79年・68年・85年の設立である。

③交通部：交通部主管事業は、電信総局・郵政総局・郵政儲金匯業局・陽明海運股份有限公司・招商局輪船股份有限公司<sup>5</sup>の5機関であった。前3者は日本統治時代からのシステムを継承したものでAに属し、後2者の海運事業はBであった。

④行政院國軍退除役官兵輔導委員會（以下、退輔会）安置基金事業：退輔会の下には、建設事業の榮民工程事業管理处が1事業、LPGガスの販売流通を一手に引き受けてきた液化石油気供給処、農林漁業の農場や開発処他（清境農場・福寿山農場・武陵農場・農業開発処・森林開発処・海洋漁業開発処・魚殖管理处・南海資源開発所・榮民鋁業開発処・台中港船舶中心）が10事業、および16の生産事業（楠梓工廠・榮民製毯廠・榮民印刷廠・榮民製菓廠・榮民気体廠・榮民化工廠・彰化工廠・塑膠工廠・冷凍加工廠・台北紙業・桃園工廠・岡山工廠・龍崎工廠・台北鉄工廠・台中木材加工廠・食品工廠）があった。これらは、アメリカの経済援助で設置された退役軍人の就職を補助する「安置基金」によって設立されたため、全てCとみなすことができる。

⑤衛生署：行政院衛生署所属の麻醉藥品經理処も公営事業機構の一つとされ、医療で使われる麻醉薬品の販売流通を主要業務としていたが、1999年7月1日に管制薬品管理局に改組され、規制を主要な任務とする公務機関の一環となった。

⑥中央銀行：中央銀行の下には、中央造幣廠・中央印刷廠の2機関があるが、これらは現段階では民営化対象とされていない。

## （2）省営事業（台湾省政府所属）

<sup>5</sup> 招商局は陽明海運に合併された。

①建設庁：中央政府の經濟部に相当する建設庁には、製造業（高雄硫安股份有限公司・台湾中興紙業股份有限公司・台湾省農工企業股份有限公司・唐榮鉄工廠股份有限公司）、および水道（台湾省自來水股份有限公司）、ダム・水資源管理（台湾省石門水庫管理局・台湾省曾文水庫管理局）と鉱業開発（台湾省碓務局）の合計 8 事業が所属していた。製造業および水道は、もともと民営であった唐榮鉄工廠以外は全て A であり、石門・曾文ダムは戦後建造されたものであるため C に分類される。

②財政庁：財政庁には台湾銀行・台湾土地銀行・台湾省合作金庫・第一商業銀行・華南商業銀行・彰化商業銀行・台湾中小企業銀行・台湾土地開發信託投資公司・台湾省物資局・台湾人壽保險股份有限公司・台湾産物保險股份有限公司の 11 機関が所属し、これらは全て A であった。

③交通処：交通処には、台湾鐵路管理局・台湾汽車客運股份有限公司・台湾航業股份有限公司・基隆港務局・高雄港務局・花蓮港務局・台湾鐵路貨物搬運股份有限公司の 7 機関が所属しており、全て A に分類される。

④教育庁：教育庁所属の台湾書店も日本時代からの継承で A である。

⑤省政府：省政府直属の糧食局・台湾省公売局（省国合營）の前身も台湾總督府の部署を継承して設立されたため、A と考えられる。

⑥秘書処：秘書処主管の印刷廠は省政府所属機関の出版物を印刷するために省政府によって設置された。すなわち C に分類される。

⑦勞工処主管：台閩地区勞工保險局は 1950 年に台湾人壽保險が設置した勞工保險部を前身とし、58 年に中央で法律が制定された後、60 年に正式に台湾省勞工保險局となった。

⑧新聞処：新聞処主管の台湾新生報業股份有限公司は戦前の新聞社を接收再編したものであり、A に属し、台湾電影文化事業股份有限公司は 1945 年に設立され、C に分類される。

### （3）台北市・高雄市・その他縣市營事業

台北市と高雄市は、中央政府の直轄市であるため、それぞれ銀行やその他

の公営事業を運営していた（台北市銀行・台北市公営当舗・台北市政府印刷所・台北市公共汽車管理处・台北市自来水事業処・高雄市銀行・高市公共車船管理处）。また、縣市クラスでも、公共交通を中心に若干の公営事業を運営していた（基隆市公共汽車・台北県印刷所・新竹県瓦斯・台中県師範林場・雲林県経済農場・嘉義市公車・台東輪船・澎湖公共車船管理处）。

## 2. 国民党一党独裁体制下の公営事業システム

以上の公営事業を概観して観察できる台湾の特徴は、「自由中国」を標榜し資本主義の経済システムを採用していたにもかかわらず、基幹産業はほとんど公営であったという点である。特に金融業では、銀行は全て公営であり、また、電力やインフラはもちろん、製造業でも大規模なものは全て公営であった。しかも、それらの事業は、中央政府と省政府で二重構造を描き、ひとことで公営事業といっても、その全体像を理解することは非常に困難である。

こうした複雑さの背景には、台湾が戦前に日本の植民地であったことと、国民党政府が中国での内戦に敗れて、台湾に移転してきたことという歴史的な事情があった。

例えば、主幹産業であった砂糖製造業や、電力・石油などのエネルギー、金属など戦略的に必要な物資を製造する工業は、戦前には日本人によって経営されていた。したがって、第二次世界大戦の戦勝者として台湾に移転してきた国民党政府は、それを接收し、国共内戦の戦時統制経済状態でそれらを接收した。加えていうならば、本来、国民党政権の基本理念には「国家資本を育成し、民間資本を節制する」が含まれており、重要産業を国家が運営することは、その文脈に沿うものであった。

また、中国大陸で創業した中央銀行をはじめとする金融機関は、政府の台湾移転にともなって遷台し中央政府所属の国営事業となったが、「大陸反攻」を至上目的に掲げていた政府は、すぐに台湾の既存の金融システムを総入れ替えするのではなく、発券業務を台湾銀行に委託するなど、当初は接收再編した省営銀行しか機能しておらず、国営銀行が復業するのは1960年代のこと

であった。

劉[1975]では戦後においても植民地時代と変わらない、台湾経済の官民二重構造を指摘した。それは、経済の管制高地を掌握した軍事独裁政権による収奪独裁であり、象徴的な制度として「米肥バーター」が指摘されている。当時、米の国際価格は肥料の2倍前後であったが、政府は台湾肥料公司以独占的に化学肥料を生産し、省政府糧食局の下に1949年に設置された肥料運銷処に全省の化学肥料流通販売業務を掌握させ、1:1での物々交換を実施することによって、大きな農業余剰を吸収した。また、台湾糖業が必要とする甘蔗を農民から買い上げるためにも、化学肥料を利用した。そして、現物収集された米が軍人や公務員の食糧として供給され、余りは台湾糖業が生産した砂糖とともに輸出されて国庫を大いに助けたにも関わらず、65年以前には政府支出の75%が国防支出に費やされ、経済建設にはほとんど回らなかった<sup>6</sup>。確かに、政府はアメリカ援助を利用して化学肥料の自給率上昇を志向し、化学肥料の輸入代替を進行させた<sup>7</sup>。しかし、その後、化学肥料製造が台湾を代表する工業に発展したとはいえ、産業政策として成功であったか否かは検討の余地がある。

なお、台湾肥料が化学肥料製造に必要とした多量の電力は、やはり公営事業の台湾電力から特種契約を通じて廉価に供給された。経済が未発達でアメリカの経済援助に依存していたこの時代に、援助は主に公営事業に分配され、特に台湾電力の電源開発に投資された。しかも、これらの援助資金は、商業銀行と比べれば遥かに有利な条件とはいえ借款であり、最終的には消費者の支払う電気料金で返還された。

そして、台湾電力のみならず公営事業や政府の建設事業の多くは、退輔会所属の榮民工程処によって請け負われた。1954年に軍構成員の新陳代謝を活発にするために、7万人の兵士が退職することとなり、その就業を援助するために、11月1日に國軍退除役官兵就業輔導委員会が設立された。66年9

---

<sup>6</sup> 北波[2003]終章を参照。

<sup>7</sup> 湊[2005]119 ページ。

月 8 日に「就業」の二文字がなくなって現名称に改称され、退役軍人(栄民)の就業・医療・養老・就学など幅広いサービスを実施するようになった。64 年 5 月 10 日に公布された「国軍退徐役官兵輔導条例」第 8 条では、「政府が実施する各種建設工事、例えば、水利・道路・鉄道・橋梁・トンネル・港湾・埠頭・軍事工程などは、最大限、退輔会の設置した退徐役官兵の建設事業者に協議価格で請け負わせなければならない」と定められていた。また、第 10 条では「政府機関・公営事業機構および効率学校が毎年外部に調達や製造を委託する各種物品については、退輔会の設置した付属事業者を最大限優先して価格を協議し、発注しなければならない」と規定されていた。

日産の接収と再編は、台湾に経済基盤を持たなかった国民党政府が、台湾で生き延びるための資源および装置として働いた。戦後台湾は、「省籍矛盾」とよばれる、戦前から台湾に暮らしている本省人と戦後蒋介石とともに台湾へやってきた外省人による族群対立を抱えてきた。「省籍矛盾」は 1947 年の 2.28 事件で具現し、その後の戒厳令下の白色テロによって深刻さを増していった。公営事業の高官は政府の高級官僚、すなわち外省人であり、米肥バーターで徴収された糧食の配給先、すなわち軍人や公務員のほとんどは外省人であり、退輔会が就業斡旋によってその生活を保障しようとした退役軍人も、外省人であった。確かに、まだ農業が中心の経済構造にあった台湾で、外省人は土地や家族・親類などの生活基盤を持たず、政府として彼らに一定の便宜を図ることが必要であったと考えられる。しかし、農民はもちろん、銀行が全て公営で、その融資がほとんど公営事業に向かう一方で資金繰りに苦勞していた中小企業経営者や、そこで働く不安定雇用を強いられた、保護システムの外に置かれた大多数の人々にとって、それは特定勢力への「利益輸送」と捉えられていた可能性は否めない。また、公営事業の利益は一旦国庫に収められたが、「国家は党庫に通じる」と批判されるように、党国体制下ではそれは国民党への利益供与とみなされた。91 年に学識者を中心とする澄社グループは『解構党国資本主義』で、公営事業こそ国民党が独裁政権を維持し、専制政治下で法規制に保護されつつ自身がアクターとして経済に介入する手

段である批判した<sup>8</sup>。したがって、公営事業民営化政策が政治的民主化にともなう「経済の民主化」であると受け止められたのは自然の流れであった<sup>9</sup>。

### III 経済自由化と公営事業民営化

#### 1. 民営化政策始動の背景

とはいうものの、公営事業民営化は下からの民主化勢力の突き上げによって始まったわけではなかった。その推進の具体的な理由としてよく挙げられるのが、「国際的潮流」と国内の遊休資本によるバブル経済である。

##### (1) 「国際的潮流」としての経済自由化

「国際的潮流」とは、すなわち当時「双子の赤字」に苦しんでいたアメリカとの貿易摩擦である。レーガン政権が包括貿易法案を可決し、貿易不均衡の是正を目指して各国と協議するに至り、制裁措置を恐れた台湾は経済自由化政策を採用し<sup>10</sup>、経済の「自由化・国際化・制度化」を宣言した。また、1986年からのGATTウルグアイラウンドは、自由貿易範囲拡大を目指すことで合意し、95年にはWTOへの改組など、経済自由化は確かに世界的な潮流であった。そして、国連脱退後孤立していた台湾は、80年代末にGATTへの加入申請を行い、国際社会での生き残りを図るためにも、貿易自由化を実施する必要があった。

もともと、台湾の経済自由化に対するアメリカの圧力は当時になって始まったわけではなかった。民営企業の育成や公営事業経営の民営化および経営健全化圧力はアメリカの経済援助に依存していた1950年代には、すでに始まっており、例えば、59年に発表された「十九点経済改革措施」はそれに応えるものであった。が、象徴的に若干の坊職業などが民営化されたのみであっ

---

<sup>8</sup> 陳等[1991]。

<sup>9</sup> 石田[2005]30ページ。

<sup>10</sup> 于[1990]6ページ。

た。また、62年には台湾証券市場が設置された際には、台湾電力・台湾糖業・台湾肥料・台湾機械・彰化銀行・第一銀行・華南銀行の株式が上場された。だが、市場の低迷を理由に、株主の要求によって64年には政府が株式を買い戻している。ただし、このとき買い戻されたのは、主に台湾糖業の株式で、台湾電力などは、はじめから現行株式の2.83%ほどしか放出されなかった<sup>11</sup>。65年に經濟部は公営事業企業化委員会を設立し、70年代には孫運璿行政委員長が立法院に公営事業の所有権を民間に開放しようと提案し、85年に国営事業管理委員会（国営会）の王玉雲が公営事業改革に乗り出そうとしたが、どれもこれといった成果を生まなかった。

## （2）国内遊休資本の吸収と行政院經濟革新委員会

では、1989年に開始された公営事業民営化政策が具体的な成果をともなう民営化政策となったのはなぜだろうか。単純化すれば、それは80年代に顕在化した台湾社会の変化である。

まず、経済面では1960年代に始まった輸出志向工業化が、70年代には貿易黒字を蓄積するようになり、民間資本の急速な増加が見られるようになったことである。遊休資本は、国内の資本市場や土地への過剰投資を生み、86年1月26日には、国営会は国内の資金を吸収するために、国営事業の公司債（社債）を大量に発行し、外国からの借款を繰り上げ償還すると決定した<sup>12</sup>。また、85年に招聘された行政院經濟革新委員会には、王永慶ら実業界の大物も参加して積極的に意見を述べた。このことは、民間資本の発展によって、すでに実業家など野の政策提言も無視できなくなっていたことを象徴的にあらわしていた。すなわち、民間資本の飛躍的な発展にともなって、政府が経済勢力の中央への動員を本格化させたいと考えた場合、退輔会のように一部の熱狂的な支持層のみを顧みる政策や制度では不十分となったのである。しかも、経済発展至上主義のつけから環境破壊が急速に進み、住民による「自

<sup>11</sup> この部分は今も民間人の所有になっている。經濟部国営事業委員会[2005]。

<sup>12</sup> 台湾史料編纂小組[1992]226ページ。

力救済」(環境保護)運動が 80 年代から急速に増加し、その批判対象に重厚長大で設備の老朽化した公営事業の工場が多く含まれていた。このように公営事業の存在を批判されることが政治的な重荷となりつつあったことは、政府にとっても公営事業民営化の大きな推進力となった<sup>13</sup>。

## 2. 制度の不備と初期の混乱

1989 年 7 月 25 日に行政院に公営事業民営化推動專案小組（以下、推動小組）が設置され、8 月 16 日に推動小組は第一弾民営化対象に、中国鋼鉄・台湾機械・中国造船・中華工程・中石化・中国産物保険・高雄硫安・中興紙業・唐榮鉄工廠・台湾農工企業・台湾省鐵路管理局・台湾省航業公司・第一商業銀行・華南商業銀行・彰化商業銀行・台湾中小企業銀行・台湾土地開發信託・台湾人壽保険をリストアップした。

また、政策推進の根拠法として 1953 年の土地改革時に、土地買収資金の調達を目的に制定された「公営事業移転民営条例」（全 9 条）が、38 年ぶりの 91 年 6 月 4 日に改正（全 13 条）された。この法改正で、国防・独占・公益事業などの民営化禁止事業の規定（1953 年版第 3 条）や移譲先を国内人士・華人・投資協定のある国の外国人に限定する（1953 年版第 6 条）などの条件が削除され、主管機関が情勢を判断して行政院の許可を得れば民営化できる（1991 年版第 4 条）こととなり、政策や市場の状況から行政院の許可を得れば、予算法の規定を受けずにこれを変更することができるなどのフレキシビリティも追加された（1991 年版第 6 条）。また、91 年版では、第 8 条で従業員の労働権の保障、第 9 条で一定割合株式の優先購入権などが規定され、第 11 条では、第 8 条が必要となる経費は民営化収入からの支出が可能であることも規定された。しかしながら、この従業員への保障は十分ではなく、民営化開始後、工会(労働組合)は、もっとも大きな反対勢力となった<sup>14</sup>。

民営化の主な方法は政府株式の放出であり、法改正を待たず、1989 年には

---

<sup>13</sup> 張[2001] 47-89 ページ。

<sup>14</sup> 北波[2004]115-126 ページ。

すでに中国鋼鉄の株式売却が開始され、営業成績の良好な中国鋼鉄の株式の売れ行きは上々であり、前途は有望に見られた。しかし、次々と他事業の株式が公開されると市場は飽和状態となり、一般大衆株主から広く資金を集めるという「全民積股」の理想は影を潜めた。代わりに、特定人と交渉して纏め売りをする方法が多用されるようになった。その際、売買の仲介に入った威京証券代表の沈慶京が少ない株式保有率にもかかわらず、株主の委任状を集めて中石化の経営権を握り、本業の運営資金をグループ内の別の投資事業に流用しようとしたとして、それに反対した政府持ち株代表の陳朝威が辞任するというスキャンダルが起こった。沈慶京の行為は違法ではなかったが、こうした動きは「財団化」（金融グループ化）と呼ばれ、他の公営事業従業員の強い警戒心を誘発し、選挙運動の際に一部の民意代表が大いに非難するところとなった<sup>15</sup>。しかし、一方で、公営事業の数の多さや規模の大きさを鑑みれば、過渡期において特定の企業グループが株式を引き受けることは問題ではなく、むしろ当然であると考える主張もある<sup>16</sup>。市場システムを通じた資本の再配置を狙うのであれば、もっとも利潤の多いところへ投資するのが資本家の論理であろう。ただし、電力や電信など公益事業において同様のことが起これば台湾経済は少なからず混乱したことは間違いない。

また、正規の従業員でないためリストラにあっても保障の枠から漏れる労働者や、所属事業の各工場が別々に売却されて営業を停止し、異動を余儀なくされたり、職を失ったりした人々の声は、公営事業従業員という特権階級が特権を失うことへの恨み言とみなされ、当初は誰からも顧みられなかった。人員整理が断行され得ることは、政府が公営事業の抱える問題の一つに「職員が公務員の身分を有して就業が保障されており、不景気時にもリストラできないこと」を挙げていたことを鑑みても<sup>17</sup>、不思議ではない。経営効率が悪いと非難されていた公営事業にとって余剰人員の問題は深刻であり、むし

---

<sup>15</sup> 勞工陣線[1999]。

<sup>16</sup> 周[1998]321-363 ページ

<sup>17</sup> 葉[1990]71 ページ。

ろ、リストラこそが民営化政策の目的の一つであったと考えることもできよう。もし、そうであるならば、問題は、社会全体を網羅するセーフティネットが不在の状況で、生活の糧と将来の安定を失うことの不安が、人々にどのような混乱をもたらすのかを勘案した制度の整備が先行して行われていなかったことにあるのではないだろうか。

例えば、健康保険は、公営事業のホワイトカラーをカバーする公教人員保険法とブルーカラーをカバーする労工保険条例がそれぞれ 1958 年に制定されていたのに対し、農民健康保健条例の制定は 89 年で、これらがカバーしきれない人々については 94 年の全民健康保険法制定を待たなければならないなど、労働者個人にとって公営事業のシステムから外れる不安は非常に大きかった。

## IV 民営化政策の成果と現状

### 1. 公営事業民営化と競争化政策

民営化政策の開始を 1980 年代末と考えると、今日すでに 20 年近くが経過した。しかし、実際には民営化政策が本格化するのは 96 年の国家発展会議以後のことである。98 年に第 1 節 1 のリスト中、台湾省所属 7 銀行の政府保有株式が 50%未満となり、民営化が完成した。財政部所属の 2 銀行も 99 年に民営化を完成させた。完成年度から民営化の全体の流れをみると 90 年代の前半は経済部所属大型製造業の石油化学・鉄鋼および建設事業の中華工程で、他社の参入や製品の国際競争が可能な事業であり、1990 年代後半は金融業が中心である。この間、退輔会所属の小型生産事業も徐々に清算され、2000 年代以後に残された民営化対象事業は表 1 の 13 社、および中華電信であった。

台湾電力は台湾で唯一の総合電力会社であり、民営化の条件として電力産業の自由化・競争化が論じられているが、送配電設備は自然独占がもっとも効率的であることなどを鑑みても、将来、台湾電力以外の総合電力が生まれることは考えにくい。一方、唯一の総合電力として台湾電力が自由化後も最

表1 現在進行中の民営化対象事業

主管機関	事業名称	スケジュール
経済部	台湾電力	電業法改正および民営化計画立法院通過後、再検討。
	中国石油	民営化計画が立法院通過後、再検討。
	漢翔航空工業	民営化計画が立法院通過後、再検討。
	中国造船	現金増資・基隆廠資産再見積もり・基隆廠と高雄廠の売却の3種類の方法で、現在作業中。
	台湾糖業	非営業用地を分離し、事業部門を民営化する。
	台水公司	全体的な民営化は考慮しない。
財政部	台湾菸酒	民営化計画書に基づき、再検討。
	台湾銀行	2003年7月1日に企業化。民営化計画書修正中。
	土地銀行	2003年7月1日に企業化。政策性任務關係部署と協議の上、計画修正中。
	中央信託局	2003年7月1日に企業化。銀行業務と保険業務を分離、行政院は台湾銀行との合併に原則合意。
	台湾鐵路局	企業化後、再検討。
	中華郵政公司	2003年1月1日に企業化。民営化方法は審議中。
退輔会	榮工公司	1998年7月に企業化。再生計画検討中。

(出所) 行政院經濟建設委員會[2006]。

終供給義務を負うとなれば、いずれにしても完全に公平な競争は成立しないであろう。中国石油は、ガソリンスタンドの自由化などで台湾プラスチックと競合関係にあるが、政策的に石油の安定供給を維持する任務も担っているために、民営化しても政府がすべての規制を完全に手放す可能性は低い。

漢翔工業は1946年に南京で設立された航空工業局で長く軍の所属であったが、92年に国営事業となり、96年に経済部の所属となった。現在民営化に向けて企業組織を整備しているというが、完全な民営化となるとそれほど容易ではないであろう。台湾菸酒は公売局が企業化したもので、同社の民営化は比較的現実的であると考えられる。しかし、これらの事業の従業員数が多く、工会が主要な反対勢力として民意代表に圧力を掛けている現状では、これら事業の民営化計画書が立法院を通過することは困難である。

したがって、台湾の公営事業民営化はすでに一段落したという意見が一般的である。ただし、これらの事業を民営化対象リストに挙げて置くことは、台湾経済が自由化に向かっていることを内外にアピールする上で重要である。

しかも、政府は財政上の必要に応じて、これらの事業の政府保有株式を売却することが可能になる。

ところで、自由化といえば、非常に興味深いことに、日本の独占禁止法に相当する公平交易法が台湾で公布されたのは、1992年2月のことであった。さらに興味深いことは、政府採購法が制定され、政府調達透明化が制度化されるのは98年であったということである。これによって、例えば、既述の「国軍退徐役官兵輔導条例」第8条は、97年の改定で、優先発注から、政府採購法の規定に則って入札に参加することができるという趣旨の条文に変更になった。すなわち、この時点まで、公正な取引による自由競争制度が公式にも樹立されていなかったのである。このことは公営事業民営化以前の台湾経済の特長ともいえるかもしれない。

## 2. 公営事業民営化の政治化

ところで、民営化は政府の持ち株比率を50%以下にすることで完成とみなされるために、実際にはまだなお政府が最大株主の企業もある。それらを表2に整理した。これによれば、政府がなお株式を保有している企業は20社あり、そのうち、11社で政府株式代表が董監事の過半数を占めている。これは、所有権は民間に移ったが、経営権において相変わらず政府のコントロールを受けるという「偽民営」の状況であり、民営化開始時に警戒された状況であり<sup>18</sup>、表2のような状態は企業の経営に好ましくない影響を与えると考えられている<sup>19</sup>。すなわち、公営事業董監事人事を政争の道具とし、企業の経営に関係のない人物に恩賞として与えるために企業経営の専門化に影響が出るというのである。このことについては更なる調査と分析が必要である。最近のニュースで関連する話題を目にしたので、それを本稿のおわりに代えたい。

---

<sup>18</sup> 陳等[1991]。

<sup>19</sup> 2007年1月に実施したインタビューで、台湾金融研訓院の薛琦院長、中央研究院社会学研究所の張晉芬研究員、同人文社会研究中心の瞿宛文研究員らは研究上の立場はそれぞれ異なるにもかかわらず、一様にこう指摘したことが印象的であった。

表2 既民営化事業と政府持ち株比率（2005年4月30日現在）

元主管 機関	事業名称	民営化基準日	政府株 代表董 監事議 席数	政府 株比率
經濟部	中国鋼鉄	1995年4月12日	5/14	23.29
	台湾肥料	1999年9月1日	7/10	24.07
	台塩公司	2003年11月14日	7/12	40.19
財政部	兆豊金控	2002年2月4日設立	8/20	9.95
	中国産物保険	1994年5月5日		
	交銀金控	1999年9月13日	16/20	32.47
	農民銀行	1999年9月3日		
中央再保険	2002年7月11日	7/12	28.00	
交通部	陽明海運	1996年2月15日	7/9	37.73
	中華電信	2005年8月9日	*14/17	*42.21
退輔会	食品工廠	2003年1月28日	4/9	40.00
省政府	彰化銀行	1998年1月1日	8/19	15.27
	華南金控	2001年12月19日設立	11/20	31.46
	華南銀行	1998年1月22日		
	第一金控	2003年1月2日設立	10/15	23.06
	第一銀行	1998年1月22日		
	台湾中小企業銀行	1998年1月22日	14/20	34.58
	台湾産物保険公司	1998年1月22日	3/7	24.87
	台湾航業公司	1998年6月20日	4/8	26.46
	台湾人壽保険公司	1988年1月8日	4/10	29.88
台開信託公司	1999年1月8日	5/11	48.41	
合作金庫	2005年4月4日	12/19	47.93	
台北市	富邦金控	2002年12月23日	2/11	14.04
	台北銀行	1999年11月30日		
高雄市	高雄銀行	1999年9月27日	13/15	46.26

（出所）行政院經濟建設委員会[2005]「公營事業民営化推動情形」（2005年5月3日）p.8。中華電信のデータは中華電信股份有限公司[2006]の数値。

## V おわりに

2007年2月9日の董事会で政府の正名政策に応じて、中国石油、中国造船、および中華郵政をそれぞれ、台湾中油股份有限公司、台湾国際造船股份公司、台湾郵政股份有限公司に名称変更することが提案され、3月1日に再審議される中国造船以外はすでに改名した。行政院大陸委員会吳釗燮主任委員はア

アメリカのケーブルテレビ局（C-SPAN）のインタビューに答え改名は「国際的な混乱を減らすという目的と同時に台湾人民のアイデンティティを反映したもの」と説明した<sup>20</sup>。頼清祺中華郵政董事長は「正名問題は政治的に見られがちであるが、郵政の面からいえば国際物流の発展に有利だとみなされる」と述べた。しかしながら、中国鋼鉄は、すでに民営化後長い時間が経ち、政府持ち株比率も22%にまで減少して、かつ外資の持ち株が31%に上るため、営業に影響しないような改名は困難であると考えられ、現段階では考慮されていない<sup>21</sup>。少なくとも公営事業である方が、政府の政策に即応し、利用されやすいということだけは確かであるようだ。

## 文献リスト

<日本語文献>

石田浩[2005]『台湾民主化と中台経済関係－政治の内向化と経済の外向化－』  
関西大学出版部。

北波道子[2003]『後発工業国の経済発展と電力事業－台湾電力の発展と工業化－』  
晃洋書房。

———[2004]「公営事業改革－旧体制の破壊から新しい公共性の創造へ－」  
（佐藤幸人・竹内孝之編著『陳水扁再選－台湾総統選挙と第二期陳政権の課題』  
アジア経済研究所）。

湊照宏[2005]「植民地期および戦後復興期台湾における化学肥料需給の構造  
と展開」（田島俊雄編著『20世紀の中国化学工業』東京大学社会科学研究所）。

劉進慶[1975]『戦後台湾経済分析』東京大学出版会。

---

<sup>20</sup> 『大紀元』（<http://www.epochtimes.com/b5/7/2/9/n1618768.htm>。）「吳釗燮：公営事業改名為了減少国際混淆」記事（2007年2月19日アクセス）。

<sup>21</sup> 『大紀元』（<http://www.epochtimes.com/b5/7/2/9/n1619089p.htm>。）「中油中船中華郵政董监事会通過正名」記事（2007年2月19日アクセス）。

< 中国語文献 >

陳師孟等[1991]『解構党国資本主義』自立版報。

經濟部国营事業委員会[2005]『經濟部国营事業委員会簡介』。

劳工陣線[1999]『新国有政策—台湾民營化政策総批判』商周出版。

台湾史料編纂小組[1992]『台湾歴史年表 終戦篇 III』業強出版社。

吳若予[1992]『戦後台湾公営事業之政経分析』業強出版社。

行政院經濟建設委員会[2005]「公営事業民營化推動情形」(2005年5月3日)

(<http://www.cepd.gov.tw/upload/SECT/Privatization/qa/privation940503@505993.34615918767@.ppt> 2006年12月20日ダウンロード)。

——[2006]「公営事業民營化整体推動情形」(2006年7月12日)台湾得經濟永續發展會議—財金組第8次分組會議報告

([http://find.cepd.gov.tw/tesg/reports/950712%B2%C48%A6%B8%B0\]AA%F7%A4%C0%B2%D5%B7|C4%B3%C2%B2%B3%F8.ppt](http://find.cepd.gov.tw/tesg/reports/950712%B2%C48%A6%B8%B0]AA%F7%A4%C0%B2%D5%B7|C4%B3%C2%B2%B3%F8.ppt) 2006年12月20日ダウンロード)。

——[2007]「民營化之成果」(2007年1月18日)。

(<http://www.cepd.gov.tw/upload/SECT/Privatization/qa/achivement96.1.18@295570.6712542991@.doc> 2007年2月18日アクセス)。

葉萬安[1990]「公営事業民營化」(台湾省政府新聞処編『邁向經濟自由化之路』)。

于宗先[1990]「導論—邁向經濟自由化的台湾經濟」(台湾省政府新聞処編印『邁向經濟自由化之路』)。

張晉芬[2001]『台湾公営事業民營化—經濟迷思的批判—』中央研究院社会学研究所。

中華電信股份有限公司[2006]『94年度年報』2006年3月31發行。

中央銀行經濟研究処[1996-2005]『中華民國台湾地區公民營企業資金狀況調查結果報告』。

周添城[1998]「民營化・産業政策與財団化」(周添城主編『台湾民營化的經驗』中華徵信)。